

令和 年 月 日

倉敷市教育委員会

教育長 仁科 康 あて

誓 約 書

行政財産使用許可を受けるにあたり、次のとおり誓約します。

記

- 1 当該使用にかかる行政財産（以下「使用財産」という。）は他人に使用させません。
- 2 使用財産を許可なく使用目的以外に使用し、または現状を変更しません。
- 3 使用財産を故意または過失により滅失又はき損したときは、その損害を賠償します。
- 4 使用財産の維持、管理に要する経費は、使用者が負担します。
- 5 使用者の責めに帰すべき事由により使用許可が取り消されたときは、使用者が使用財産に投じた改良のための有益費その他の費用を市に請求しません。
- 6 市が公用または公共用に供するために使用許可を取り消した場合（使用権者が使用許可を受けるに当たりその対価の支払をしているが当該行政財産の使用収益により使用許可に係る対価を償却するに足りないと認められる期間内に当該行政財産の使用許可を取り消した場合を除く）、取り消しによって生じた費用は、市に請求しません。
- 7 使用期間が満了したとき、または使用許可が取り消されたときは、使用財産を原状に復して期日までに引き渡します。
- 8 当該使用による何らかのトラブル、損失及び損害等については使用者が対応し、市には一切責任を負わせません。
- 9 市が使用財産の管理上必要と認められることに関して指示を受けた事項は、速やかに対応致します。

使用者(申請人) 住所

氏名

(自署または押印)